

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	マツバラ建設株式会社	代表者氏名	松原 信之
主たる営業所の所在地	岐阜県羽島郡笠松町江川字村西263番地の2		
許可番号	岐阜県知事許可（般-29） 第101905号	許可を受けている建設業の種類	土、建

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年11月16日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第3号該当）		
処分の内容（指示処分）			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。 （1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。 （2）建設業法及び関係法令の遵守を事業所内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。 （3）社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。 2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 マツバラ建設(株)が請け負った「外灯グラツキ修繕工事」（岐阜県各務原市那加萱場3丁目8地内）において、平成30年11月30日、同現場で作業中に電柱が倒れ、一次下請会社の労働者が電柱と地面との間に挟まれて負傷し、4日以上の上の休業を要したにもかかわらず、一次下請会社の役員と共謀の上、事務所前（羽島郡笠松町江川字村西263-2地内）で被災したこととして労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、マツバラ建設(株)の代表取締役が、令和2年4月9日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		
その他参考となる事項	岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報		